

令和4年度保健衛生部重点事業
地域医療を支える看護人材確保事業

1 現状及び課題

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者が年々増加している。

今後ますます増える高齢者の医療需要に対し、従来の病院における医療だけでなく、自宅等で行う在宅医療の提供体制の強化が不可欠であり、その中心的役割を担う人材の育成と確保が求められる。

2 事業の目的

将来の医療需要に対応するため、地域医療を支える看護人材の育成と確保を図る。

3 方策と取組内容<未確定>

| 方 策 | 内 容 | 対 象 |
|----------------------|--|---|
| (1)訪問看護について周知を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS、web を活用した情報発信 ・ 市民フォーラム (R4.10 月予定) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 学生や求職者 |
| (2)就職につながるイベント開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングイベント (R4.11 月予定) パネディスカッション/グループワーク/個人面接 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護に興味のある学生や看護職 ・ (若手看護職) |
| (3)訪問看護の理解を深める | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護関連の研修受講費を助成 補助額は実費相当額 (上限 10,000 円) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護に興味のある学生や看護職 |
| (4)新任訪問看護師の雇用促進&育成支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1)雇用する看護職の給与費 A 転職：2 か月分、B 潜在：4 か月分、 C 新卒：6 か月分 ・ 補助額：200,000 円/月 (上限)と支払った額の少ない方の 1/2 (2)外部研修受講経費 12 か月分 ・ 補助額：A・B50,000 円 (上限)、C100,000 円 (上限)と支払った額を比較して少ない方の 1/2 | <p>新任訪問看護師(※)を雇用する訪問看護ステーション</p> <p>※ A 転職訪問看護師 B 潜在訪問看護師 C 新卒訪問看護師</p> |

4 目指す姿

- ・ 訪問看護の就労環境が見える化することで、市内就職希望者が増加する。
- ・ 市民の在宅医療への理解を広げることで、訪問看護サービスの利用 (需要) が増える。
- ・ 新卒・新人訪問看護師の雇用環境が整備され、ステーションの体制 (経営・人材) が強化されることにより、将来の医療需要増加に対応できる。
- ・ 看護師の雇用が促進されることで、若い女性の転出抑制が図られる。
(医療・福祉産業の 20~24 歳の女性の東京圏への転出が特に多いことがわかっている)

現状および課題

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者が年々増加している。今後ますます増える高齢者の医療需要に対し、従来の病院における医療だけでなく、自宅等で行う在宅医療の提供体制の強化が不可欠であり、在宅医療の中心的役割を担う人材の育成と確保が求められる。

- ★ 在宅医療を担う人材の核となる**訪問看護師**が将来的に不足
- ★ 若手の就職先として訪問看護は認知されていない
- ★ 訪問看護ステーションの採用・育成体制が脆弱

➔ **新潟市2025年見込み △160人**
(※新潟県看護職員需給見直しから独自に推計)

看護職員の約8割が病院と診療所に就業しており、訪問看護ステーションへは4%に留まるほか、「看護師は病院に就職するもの」「未熟な看護師が訪問看護師になることは難しい」という認識をもった養成校の看護教員や家族が多い

経験年数等を問わず採用しても良いと思っている事業所が23.5%あるが、91.1%の事業所が新卒を採用していない (H30年度～R3年度(採用予定含む))

目的

将来の医療需要増加に対応するため、地域医療を支える看護人材の育成と確保を図る

方策

①訪問看護について周知を図る



対象:学生や求職者、市民

内容:情報発信

SNSやweb広告等を活用し、訪問看護の魅力などを発信し、訪問看護について知ってもらう。

市民向けにもフォーラムやリーフレット配布により、訪問看護について理解を促す。

◀市民向けフォーラム開催案▶
 ◆日時:令和4年10月29日(土) 午後2時～午後4時
 ◆会場:新潟テルサ ホール (100～200名程度の参加を想定)

②就職につながるイベントの開催

対象:訪問看護に興味のある学生や看護職

内容:マッチングイベントの開催

市内訪問看護ステーションに勤務する若手看護職から訪問看護の仕事について話を聞く機会を作り、訪問看護への関心を高める。

◀マッチングイベント開催案▶
 ◆日時:令和4年11月19日(土) or 26日(土) 午後2時～午後4時
 ◆会場:新潟市総合保健医療センター 講堂
 ◆人数:30名(5人×6グループを想定)

③訪問看護の理解を深める



対象:訪問看護に興味のある学生や看護職

内容:訪問看護体験・研修費助成

訪問看護にかかる体験研修受講費用を助成し、実際の体験等を通し訪問看護への理解を深める。

◆対象者
 ・市内在住または市内養成校に在学中の学生
 ・市内在住または市内に勤務している訪問看護未経験の看護職
 ◆補助対象経費
 訪問看護関連の研修受講費
 ◆補助額
 実費相当額(上限10,000円)

④新任訪問看護師の雇用促進&育成支援

対象:新任訪問看護師を雇用する訪問看護ステーション

内容:新任訪問看護師雇用助成

◆補助対象経費
 ①雇用する看護職員の給与費
 A転職:2か月分 B潜在:4か月分 C新卒:6か月分
 ②外部研修受講経費
 A・B・Cともに12か月分
 ◆補助額
 ①給与費
 200,000円/月(上限)と支払った額を比較して少ない方の1/2
 ②研修費
 A・B:50,000円(上限)と支払った額を比較して少ない方の1/2
 C:100,000円(上限)と支払った額を比較して少ない方の1/2

期待される効果

- ・訪問看護の就労環境が見える化することで、市内就職希望者が増加する
- ・市民の在宅医療への理解を広げることで、訪問看護サービスの利用(需要)が増える
- ・新卒・新人訪問看護師の雇用環境が整備され、ステーションの体制(経営・人材)が強化されることにより、将来の医療需要増加に対応できる
- ・看護師の雇用が促進されることで、若い女性の転出抑制が図られる(医療・福祉産業の20～24歳の女性の東京圏への転出が特に多いことがわかっている)

① 新任訪問看護師雇用助成の概要(案)

| 区分 | 内容 | | | |
|----------------------|--|-----|-----|-----|
| 目的 | 訪問看護に初めて従事する看護職を雇用・育成する訪問看護ステーションに対し、教育体制の充実を図るための支援をすることで、新たな雇用の創出と定着促進を図り、地域医療を支える看護人材を確保する。 | | | |
| 補助対象者 | 訪問看護に初めて従事する看護職を雇用・育成する市内訪問看護ステーション | | | |
| 訪問看護ステーションの運営体制等への要件 | (1) 前年度の月の平均訪問看護実施件数※が、看護職常勤換算1名当たり60件以上であること ※介護・医療保険合算。管理者、リハ職によるものは除く | A転職 | B潜在 | C新卒 |
| | (2) 前年度の4月1日以降に次の加算の算定実績があること ア サービス提供体制強化加算 イ ターミナルケア加算(または訪問看護ターミナルケア療養費)1件以上 ウ 緊急時訪問看護加算(または24時間対応体制加算) | | | ○ |
| | (3) 訪問看護経験3年以上(別事業所での経験も含む)かつ当該事業所に1年以上勤務する常勤看護職を2名以上配置していること | | | ○ |
| | (4) 訪問看護経験の豊富な常勤の看護職を指導者として充てること | ○ | ○ | ○ |
| | (5) 対象となる看護職の異動・転勤は、市内外問わず、原則、雇用開始から3年は行わないこと | ○ | ○ | ○ |
| | (6) 対象となる職員の育成計画を作成し、育成すること | ○ | ○ | ○ |
| | (7) 公益社団法人新潟県看護協会等が実施する新任訪問看護師に対する研修(裏面参照)を受講させること | ○ | ○ | ○ |
| 対象となる看護職の要件 | (1) 訪問看護に初めて従事する看護職であること ※同系列内での異動・転勤により訪問看護ステーションに配属になった方は対象外 (2) 人員基準上、常勤職員であること | | | |
| 補助対象経費および期間 | (1) 補助対象経費 ① 雇用する看護職の給与費 ② 外部研修受講経費 (2) 補助対象期間(上限) A 転職訪問看護師(病院等に1年以上勤務し、転職予定の看護師) ① 給与費2か月間 ② 外部研修受講経費12か月 B 潜在訪問看護師(病院等での実務経験はあるが、おおむね1年以上離職している看護師) ① 給与費4か月間 ② 外部研修受講経費12か月 C 新卒訪問看護師(養成校卒業後1年以内の看護師) ① 給与費6か月間 ② 外部研修受講経費12か月 | | | |
| 補助額 | 基準額の1/2 | | | |
| 基準額 | ① 給与費：200,000円/月(上限)と、実際に支払った金額を比較して額の低い方 ② 外部研修受講経費 ・ A転職、B潜在：50,000円(上限)と、実際に支払った金額を比較して額の低い方 ・ C新卒：100,000円(上限)と、実際に支払った金額を比較して額の低い方 | | | |

②訪問看護研修費助成の概要(案)

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 補助対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住または市内の看護師養成校に在学中で、訪問看護に興味のある看護学生 ・市内在住または市内に勤務している訪問看護未経験の看護職 ・現在勤務していないが、看護師資格を有する市内在住の方 ※訪問看護経験者および、現在訪問看護に従事している看護職は対象となりません |
| 補助対象経費 | 訪問看護関連の研修受講費 |
| 補助額 | 実費相当額（上限10,000円） |

【参考】①新任訪問看護師採用育成助成金と②訪問看護研修助成金の比較

| | ①新任訪問看護師雇用助成金 | ②訪問看護研修費助成金 |
|-------------|--|--------------------------------------|
| | 事業者 | 個人 |
| 補助対象者 | 訪問看護に初めて従事する看護職を雇用・育成する市内訪問看護ステーション | 訪問看護に興味のある看護学生 訪問看護未経験の看護職 |
| 補助対象経費 | 給与費、外部研修受講費 | 研修受講費 |
| 補助対象となる研修の例 | ■新潟県看護協会が実施する以下の研修 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護従事者研修会（新任者編） ・訪問看護従事者研修会（スキルアップ編） ・訪問看護師育成サポート研修等 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護eラーニング等（公益財団法人日本訪問看護財団） ・訪問看護師基礎研修会等（一般社団法人全国訪問看護事業協会） ・どこでもカレッジ（新潟県立看護大学） ・その他教育機関で行われる研修等 | ■訪問看護教育プログラム体験（県看護協会） ■その他要相談 |